

令和5年10月3日

“だいとう”の那覇新港ふ頭出港時のお願い

平素は“だいとう”の運航に関しましてご理解及びご協力を賜り御礼申し上げます。また、那覇新港ふ頭4号岸壁から出港の際にはご利用の皆様には大変ご不便をお掛けいたしておりますこと心苦しく思っております。

さて、大変恐縮ではございますがお願いがございます。

①那覇港は特定港に指定された港です。特定港では許容された量を超える危険物並びに火薬を積むときは指定された場所でしか積付けを許可されません。

(那覇新港ふ頭4号岸壁は指定された岸壁)

②“だいとう”は南北大東島の生活物資を運ぶ役目があるため危険物並びに火薬を積んで運ばなければなりません。

③指定された岸壁には外国船も停泊することがあります。外国船が停泊する岸壁はとてもセキュリティーが厳しくなり岸壁内に入ることが制限されます。

④岸壁付近は大型車の交通量がとても多い。

以上のことから更にご迷惑をおかけいたしますが、お客様には一旦那覇新港待合所に集合いただいてから、弊社の者が車にて乗船口まで送迎いたします。しかしながら、お客様のご都合もございましたのでご自身でタクシーやお車で乗船口まで来られるお客様はこの限りではございません。

“だいとう”をご利用の皆様には大変ご不便とご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

大東海運株式会社

代表取締役社長

宮城 光正

